

第4章 農業の持続的発展に向けて

農業の持続的な発展には、意欲あるすべての農業者が農業生産活動を通じて所得を確保できるよう措置するとともに、農業を通じた新たな付加価値の創出、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保、農業生産の基盤となる優良農地の確保と有効利用等の取組を進めていくことが重要です。

1 活力ある農業経営の発展を目指して

(1) 戸別所得補償制度の本格実施に向けて

戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。平成22年度は水田を対象とする戸別所得補償モデル対策を実施しましたが、23年度からは、畑作物にも対象を拡大して本格実施することとしています。

本制度は①畑作物の所得補償交付金、②水田活用の所得補償交付金、③米に対する助成（米の所得補償交付金、米価変動補てん交付金）の3つの柱に加え、各種加算措置により構成されます。

畑作物の所得補償交付金

数量払

(2,123億円)【水田・畑地共通】

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/トン
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1：小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

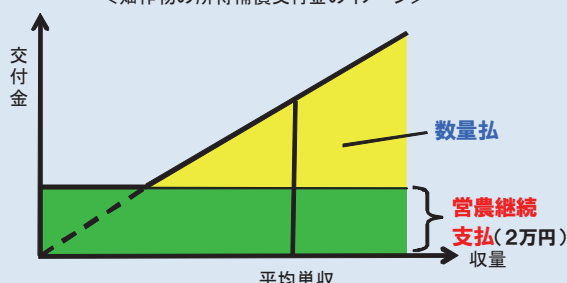
注2：交付単価の10a当たりの面積換算値では、平成22年度の水田経営所得安定対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

面積払(営農継続支払)

前年度の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a

<畑作物の所得補償交付金のイメージ>



①の畑作物の所得補償交付金は販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することとなっています。対象作物は左図にあるように麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの6品目です。

22年度までは水田経営所得安定対策において、麦、大豆については固定払（過去の生産実績に基づく交付金）と成績払（毎年の生産量・品質に基づく交付金）により支援を行っていましたが、その支援については各対象作物ごとの単価水準等を変更して畑作物の所得補償交付金に一本化されます。具体的には、数量払（品

22年度までは水田経営所得安定対策において、麦、大豆については固定払（過去の生産実績に基づく交付金）と成績払（毎年の生産量・品質に基づく交付金）により支援を行っていましたが、その支援については各対象作物ごとの単価水準等を変更して畑作物の所得補償交付金に一本化されます。具体的には、数量払（品

質に応じた加算を含む）を基本とし営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みになります。また、交付対象者についても水田経営所得安定対策では、認定農業者や集落営農組織といった担い手が対象でしたが、本制度では対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家、集落営農となり対象が広がります。

②の水田活用の所得補償交付金は、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物に

水田活用の所得補償交付金

戦略作物助成

(2,284億円)

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

二毛作助成

1.5万円/10a

耕畜連携助成

1.3万円/10a

産地資金（予算枠481億円）

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

ついて、モデル対策と同じ全国統一単価の交付金を面積払で交付するものです。また、これまで別対策で実施していた耕畜連携への支援を本交付金に一元化して実施するとともに、地域の実情に即した支援を行う「産地資

金」が新たに設けられました。

③の米に対する助成については、モデル対策における標準的な生産費（1万

米に対する助成

米の所得補償交付金

(1,929億円)

1.5万円/10a

米価変動補てん交付金

(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

3,700円/60kg)、標準的な販売価格（約1万2千円/60kg）は本格実施でも同額に据え置き、モデル対策

における定額部分と同額の1万5千円/10a（1,700円/60kg）としたところです。

なお、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、モデル対策では当年産の販売価格は1月までの平均価格を用い3月末までに支払を行ったところですが、本格実施においては価格変動をより適切に反映させるため、3月までの平均価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払うこととしています。

また、規模拡大加算による生産性の向上、再生利用加算による耕作放棄地の解消等、自給率の向上を図るために必要な取組もあわせて推進しています。

このように本格実施に当たっては、モデル対策からの変更点も多いことから、所期の目標の達成のためには生産現場の皆様へ本制度の仕組みやモデル対策からの変更点について理解を深めていただくことが重要であり、幅広く周知しているところです。

(2) 多様な農業経営体の育成確保

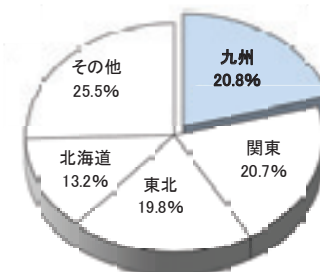
ア 認定農業者

(九州における認定農業者数はブロック別で全国1位)

22年3月末現在の認定農業者数は、5万1,926経営体(うち農業法人2,894経営体)で、全国24万9,376経営体(うち農業法人1万4,261経営体)の20.8%を占め、ブロック別では全国1位となっています(図4-1)。

また、県別でみると熊本県が1万1,412経営体(全国第3位)、宮崎県が9,068経営体(同6位)、鹿児島県9,059経営体(同7位)と全国の上位になっています(表4-1)。

図4-1
認定農業者数の構成比
(ブロック別)



資料：農林水産省経営局調べ

表4-1 認定農業者数(実数)

単位：経営体

		平成22年3月末現在				平成21年3月末現在の認定農業者数	平成21年3月末からの増減数	平成21年度新規認定数(4月～3月)
		基本構想策定市町村数	認定農業者を有する市町村数	認定農業者数	うち農業法人			
九州	福岡県	57	57	6,412	309 (3)	6,453	▲41	235
	佐賀県	20	20	4,960	132	5,032	▲72	124
	長崎県	23	23	6,302	198 (1)	6,009	293	419
	熊本県	45	45	11,412	447	11,393	19	437
	大分県	18	17	4,713	435 (2)	4,799	▲86	197
	宮崎県	26	26	9,068	549	8,892	176	400
	鹿児島県	41	41	9,059	824	8,934	125	513
	計	230	229	51,926	2,894 (6)	51,512	414	2,325
全	国	1,661	1,632	249,376	14,261 (89)	246,105	3,271	11,018

資料：農林水産省経営局調べ

注：1 認定農業者とは、

① 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者

② 特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計。

2 うち法人欄の括弧書きは認定農業者とみなされている特定農業法人数で、内数。

3 平成22年3月末現在における認定農業者数は速報値。

(21年度新規認定を受けた認定数は約2,300経営体)

21年4月から22年3月末までの新規認定数は、九州農政局管内で2,325経営体となっており、県別では鹿児島県が513経営体、熊本県が437経営体と多くなっています。

この主な要因としては、①地域水田農業ビジョンの担い手リストに掲載されている認定農業者等が水田経営所得安定対策に加入することができる市町村特認制度※の活用、②対象者のリストアップや戸別訪問等の掘り起こし活動の推進、③認定農業者であることを要件としている補助事業の推進や畜産、野菜などの経営安定対策への加入促進によるものと考えられ、特に長崎県や熊本県、鹿児島県において新規認定が増加しています。

※ 水田経営所得安定対策の加入要件では、原則として一定の面積要件(認定農業者で都府県4ha(北海道10ha)、集落営農組織で20ha)を設けていましたが、特に小規模・高齢農家については、地域の担い手と市町村が認めた場合には、面積にかかわらず平成20年産から経営所得安定対策に加入できることとしました。

イ 農業経営の法人化

（農業生産法人は増加傾向）

九州における農業生産法人の数は、2,031法人（22年1月現在）で、増加傾向にあります（表4-2）。

県別にみると、鹿児島県の587法人が最も多く、続いて熊本県の348法人、大分県、宮崎県の329法人となっています。

組織形態別では、株式会社（特例有限会社を除く）が349法人（17%）、株式会社（特例有限会社）が1,211法人（60%）、農事組合法人が448法人（22%）で、会社法人形態によるものが全体の7割を超えています。

（特定農業法人が増加）

担い手不足が見込まれる地域で、農用地の利用集積の相手方となる特定農業法人^{※1}は、110法人（22年3月末現在）で、21年3月末時点から18法人増加しています（表4-3）。

また、農作業受託

組織で農業経営を営む法人となる計画を有している特定農業団体^{※2}は、22年3月末現在で215団体と前年に比べ3団体減少しています。特に、大分県において特定農業団体数が5団体減少していますが、これは特定農業団体が法人化し、特定農業法人になったことによるものです。

表4-2 農業生産法人数(平成22年1月現在) (単位:法人)

		計	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社 (特例有限会社)	農事組合法人	その他
九州	福岡県	218	28	105	84	1
	佐賀県	83	16	54	13	-
	長崎県	137	25	88	24	-
	熊本県	348	61	208	69	10
	大分県	329	37	132	158	2
	宮崎県	329	76	216	31	6
	鹿児島県	587	106	408	69	4
	計	2,031	349	1,211	448	23
	構成比	100%	17%	60%	22%	1%
	(参考) 21年	1,817	224	1,165	408	20
(参考) 全国	22年	11,829	1,696	6,907	3,056	170
	21年	11,064	1,200	6,878	2,855	131

資料：農林水産省経営局及び九州農政局調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものです。

表4-3 特定農業法人・特定農業団体数の推移 (単位:法人、団体)

	特定農業法人			特定農業団体		
	21年 3月末	22年 3月末	21年3月末 からの増減	21年 3月末	22年 3月末	21年3月末 からの増減
福岡県	17	19	2	22	22	-
佐賀県	2	2	-	24	24	-
長崎県	8	8	-	68	70	2
熊本県	-	-	-	1	1	-
大分県	52	66	14	88	83	▲ 5
宮崎県	6	8	2	-	-	-
鹿児島県	7	7	-	15	15	-
九州	92	110	18	218	215	▲ 3
全国	793	892	99	1,843	1,802	▲ 41

資料：農林水産省経営局調べ

※1 特定農業法人とは、将来、農業の担い手が不足することが見込まれる地域で、地域内の話し合いでは農用地の有効利用が図られない恐れがある場合において、関係者の合意のもとに農用地の農業的利用を確保していく主体（将来的な地域農業の担い手）として、特定農用地利用規程に位置づけられた農業経営を営む法人です（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）。

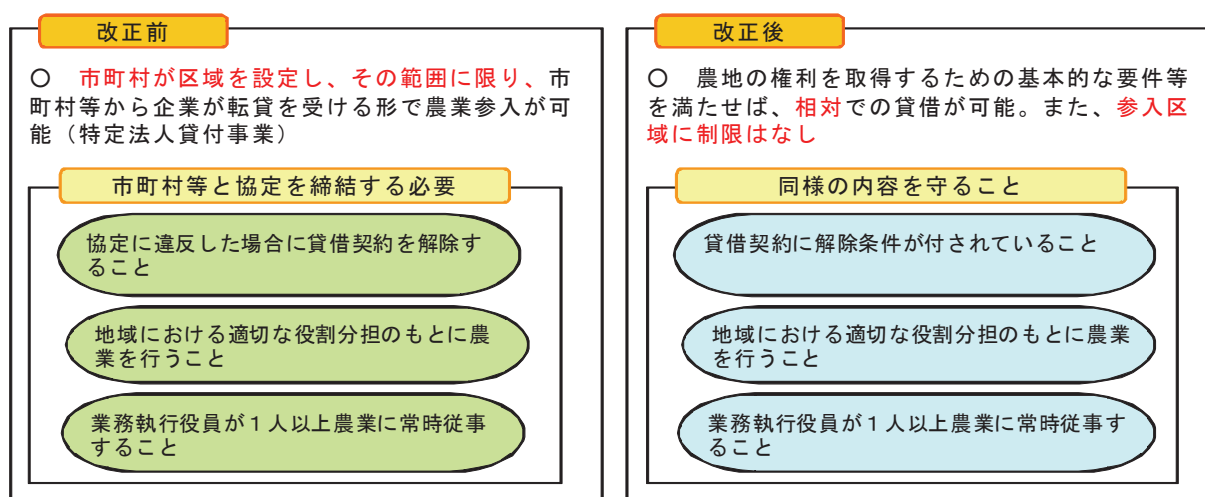
※2 特定農業団体とは、農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織です（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）。

ウ 一般法人の農業参入の動向

21年12月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。これに伴い、従来、農地法の特例として行われていた特定法人貸付事業（農地リース方式）は廃止されました（図4-2）。

改正農地法の施行後、約1年3か月で46の一般法人（23年3月末現在）が新規に参入を行っており、全国どこでも貸借による参入が可能となった改正農地法の効果が現れ始めています（表4-4）。

図4-2 新たな農地制度による農地の貸借規制の見直し



資料：農林水産省作成

表4-4 一般法人の農業参入の状況

県名	参入数	組織形態別			業種別			
		株式会社	有限会社	NPO等	サービス業	建設業	食品会社	その他
福岡県	7	5	1	1	2	1	1	3
佐賀県	1	1	－	－	－	－	－	1
長崎県	3	2	－	1	2	－	1	－
熊本県	19	12	3	4	3	4	2	10
大分県	6	2	3	1	－	1	2	3
宮崎県	4	2	2	－	－	－	1	3
鹿児島県	6	3	2	1	2	3	－	1
九州	46	27	11	8	9	9	7	21

資料：九州農政局調べ

注1：参入数は、改正農地法施行後（平.21.12～平.23.3）の新規参入数で、農業生産法人の資格を取得し、農業参入した法人は含まれていません。

2：サービス業はホテル、福祉、清掃、廃棄物処理等を業とする法人をカウント。

エ 新規就農者の育成確保

（新規就農者の支援）

農業従事者の高齢化に伴い、地域の農業を持続的に発展させていくためには新規就農者の育成・確保及び定着が緊急の課題となっていますが、新たに農業経営を開始するため必要となる資金を確保することは容易ではありません。このため、21年度は新規就農定着促進事業を実施し、新規就農者への支援に取り組みましたが、22年度においても、引き続き意欲ある経営体の育成・確保を図っていくことが必要であることから、経営体育成交付金により新規就農者補助事業を実施し、農業用機械・施設等の導入支援を行い、新規就農者の経営の早期安定を図るための支援に取り組みしました。

【新規就農者向け補助事業の活用事例】

（事例１～農業機械の導入～）

後継者として就農した鹿児島県志布志市のNさん（39歳）は、新規就農定着促進事業を活用して、トラクター、アタッチメント及びいも掘り機を導入されました。初期投資が軽減されたほか、農作業の合理化に伴って規模の拡大につながる機械の導入により、経営の安定が図られています。

（事例２～パイプハウスの導入～）

また、営業マンだった福岡県久留米市のNさん（32歳）は、友人から農業について話を聞くにつれて、農業は頑張ったことがきちんと自分に戻ってくる職業だと感じ、若い年齢で始める方が気持ちの上でも公的な就農支援を受けるにしても有利だと考えて就農を決意。現在、新規就農定着促進事業を活用して整備したパイプハウス5棟で、水菜や小松菜、ほうれん草等の栽培に取り組んでいます。



導入されたパイプハウス

（青年農業者の育成）

九州農政局では、22年12月、青年農業者の経営能力の向上を目的とした人材育成セミナー及び各県の青年農業者代表との懇談会を開催しました。

セミナーでは、「やる気・根気！担い手の育成」と題して、農業青年クラブ活動の活性化や就農支援にかかる取組について、兵庫県加古川農業改良普及センターの千原澄子氏が講演を行いました。懇談会では、「担い手の育成をどう

進めていくか」をテーマとして、九州・沖縄各県の青年農業者代表による意見発表の後、青年農業者代表との間で、雇用就農者の確保、国際競争力の確保、販売につながるような国の支援の要望等について活発な意見交換が行われました。

また、23年2月には、地域農業の振興や農村青少年の育成等に積極的に取り組まれている九州各県の指導農業者※代表との懇談会を開催しました。

そのなかで、青年農業者や新規就農者への支援の取組等、各県指導農業者会の活動について報告されました。戸別所得補償制度や6次産業化について情報提供を行った後、ブロックローテーションにおける畑作物の営農継続支払の算定法の問題、WCS用稲推進と耕畜連携助成との関わり、6次産業化推進に関わる生産・加工・販売各分野との連携の重要性等の、現場で感じている問題について活発な意見交換が行われました。

このほか、新規就農者育成のための新しい動きとして地方卸売市場での取組も行われています。



22年12月の懇談会の様子

【新規就農者育成のための新しい動き】

～後継者育成塾の開催（熊本県熊本市植木町）～

熊本市植木町の地方卸売市場「植木青果市場」では、新規就農を目指す人材を育成して農産物の安定供給に寄与するため、23年度から後継者育成塾を開催することとしています。

塾では、農産物の市場流通を通じて消費の実態や動向を把握するほか、市場と取引のある農家で栽培技術や農業経営について習得し、生産から流通までの現場を一貫して学ぶことができるのが特徴となっています。

熊本県内では農業協同組合やNPO法人、農業法人、農業大学校等が新規就農研修を実施していますが、卸売市場による新規就農研修は初めての取組です。



市場での
研修風景



※ 指導農業者とは、農業技術や経営管理能力等が地域の水準以上の方で、研修受入等農村青少年の育成指導や地域農業の振興に積極的に貢献されている農業者の社会的評価を高めるために、知事によって認定された農業者。

(3) 経営安定対策の確実な推進

ア 米・麦・大豆

九州における22年産の水田経営所得安定対策の加入申請は、7,705経営体（前年比94.0%）となっており、その内訳は、認定農業者6,396経営体（同93.5%）、集落営農組織1,309経営体（同96.3%）となりました（表4-5）。

減少している要因としては、米戸別所得補償モデル事業に加入する稲作のみの経営体において「収入減少影響緩和対策に加入する必要性が少ない」と感じ、水田経営所得安定対策への加入が行われなかったためです。

また、加入申請にかかる九州の特徴としては、九州地域においては、複合経営農家や小規模農家が多いこと等から、

- ① 加入申請全体に占める集落営農組織の加入割合が17.0%と全国の6.6%に比べ高いこと（表4-5）
 - ② 規模要件の特例による加入割合も19.1%と全国の9.2%に比べ高いこと
 - ③ 特に、所得特例による加入割合10.5%と全国の2.5%の4倍強となっていること（②、③は表4-6）
- があげられます。

表4-5 経営形態別加入申請状況の全国との比較

（単位：経営体、%）

区 分	22年産		21年産	増減数	前年比
		構成比			
全 国	83,492	100.0	85,233	▲ 1,741	98.0
認定農業者	78,006	93.4	79,557	▲ 1,551	98.1
集落営農組織	5,486	6.6	5,676	▲ 190	96.7
九 州	7,705	100.0	8,200	▲ 495	94.0
認定農業者	6,396	83.0	6,841	▲ 445	93.5
集落営農組織	1,309	17.0	1,359	▲ 50	96.3

資料：農林水産省「平成22年産水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」（22年8月5日公表）

注：構成比については、全国、九州それぞれに占める認定農業者、集落営農組織の割合。

表4-6 規模要件の特例申請状況の全国との比較

（単位：経営体、%）

区 分	総申請 経営体数	特例適用 申請数計	特例適用申請の種類				特例申請割合				
			物理的 特例	生産調整 特例	所得特例	市町村 特認	特例適用 申請数計	特例適用申請の種類			市町村 特認
								物理的 特例	生産調整 特例	所得特例	
全 国	83,492	7,683	4,433	1,201	2,049	12,498	9.2	5.3	1.4	2.5	15.0
九 州	7,705	1,469	532	131	806	1,383	19.1	6.9	1.7	10.5	17.9

資料：農林水産省「平成22年産水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」（22年8月5日公表）

イ 畜産

（最近の畜産をめぐる状況）

22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、川南地域を中心に発生数が増加し、5市6町で292例が確認されました。この口蹄疫の発生に伴い発生農場やワクチン接種農場において殺処分された家畜の総頭数は約30万頭にのぼり、現在、こうした農場では家畜の再導入の途上にあります（口蹄疫にかかる経営支援措置等は「第1章 1 口蹄疫発生への対応」を参照）。

また、高病原性鳥インフルエンザは22年11月に島根県で発生して以降、九州では宮崎県、鹿児島県、大分県の15農場で発生しました。

一方、我が国の畜産経営に多大な影響を及ぼしていた配合飼料価格は、20年10～12月期をピークに、穀物相場や海上輸送費等の低下により落ち着きを取り戻していたものの、22年後半以降、需給の逼迫^{ひっばく}見通しを背景としたトウモロコシや大豆油かすの価格上昇により、23年1～3月期は前期比で3,450円の値上げとなるなど、今後、さらなる価格の高騰が懸念される状況となっています。

このようななか、20年末からの景気の後退により、食肉需要の低下とこれに伴う食肉の卸売価格、特に価格の高い去勢和牛の枝肉価格の低下、子牛価格の低迷が見られるなど、畜産経営は厳しい状況にあります。

（畜産経営安定対策を拡充）

畜産経営安定対策については、経営の安定を図るセーフティネット措置として従来から配合飼料価格安定制度、加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度等の各種対策を実施しています。

畜産物価格^{*}の改定は通常年1回4月に実施されており、22年度の畜産物価格については、以下のように改定されました。

○畜産物価格

区分	内容
加工原料乳生産者補給金制度	加工原料乳地域（北海道）の生乳再生産の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付 ○補給金単価：22年4月～ 11.85円/kg ○限度数量：22年度 185万t
肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、子牛生産者に生産者補給金を交付 ○保証基準価格： ・黒毛和種：22年4月～ 310,000円/頭 ・乳用種：22年4月～ 116,000円/頭 ・褐毛和種：22年4月～ 285,000円/頭 ・交雑種：22年4月～ 181,000円/頭 ・他肉専用種：22年4月～ 204,000円/頭

また、22年度当初から、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、肉用子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補てんする「肉用牛繁殖経営支援事業」や、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と国の助成により造成された基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てんする「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」の実施等、畜産をめぐる状況に応じた対策を講じました。

^{*} 畜産物価格とは、畜産経営を安定させるための補給金単価や制度の発動基準価格のこと。

ウ 野菜

（九州は重要な野菜供給基地）

九州における野菜の平成21年九州農業産出額に占める割合は23.5%で、畜産（同40.4%）に次ぐ重要な作目となっています。

特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうりは全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています。

また、全国の野菜指定産地939産地のうち九州では169産地（18.0%）が指定（23年2月7日告示現在）されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

（新たな経営安定対策の展開）

野菜産地は、高齢化の進展、担い手の減少等から作付面積・生産量の減少が続いており、加工・業務用需要を中心とした輸入野菜の増大による影響もあって、産地の弱体化が問題となっています。

このため、消費者・実需者ニーズに対応した一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つための担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、17年度から「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」の中から戦略を選定し、出荷量等の数値目標を定めた野菜の「産地強化計画」を策定しています。九州農政局管内では23年3月末現在で548産地で策定され、計画に基づいた取組が強化されています。



トマトの栽培ほ場（熊本県熊本市）



選果されたいちごのパック詰めの様子

このようななか、佐賀県唐津地区のいちご農家では10a当たり労働時間（2,000時間）の50%以上を占める収穫・選別・パック詰め作業に早朝から深夜まで追われ、また、個々の選果では品質・大きさが均一にならないため販売価格にも影響していました。九州農政局はこうした課題解決に向け、光センサーで糖度と大きさを仕分けすることができる8条の選別ラインを備

えた国内最大級のパッケージセンターの整備（平成22年3月完成）を支援しました。本システムが導入されたことにより、生産者の労力の大幅な軽減が見込まれ生産拡大につながることで、実需者ニーズに応じた品質管理を確実に行うことができ信頼される産地づくりが図られることが期待されています。

エ 果 樹

九州における果実の平成21年農業産出額に占める割合は7.2%となっており、各県において、かんきつを中心にごぼう、なし、マンゴー等特色のある果実の生産が行われています。

しかしながら、近年の消費の低迷、後継者不足や高齢化の進展等から農家数と栽培面積は年々減少傾向にあります。

このような状況のなか、果樹農業の継続・発展を図るため、22年7月に新たな「果樹農業振興基本方針」が策定され、各県においてこの基本方針に基づく新たな「果樹農業振興計画」の策定が進んでいます。また、各産地においては、産地自らが、目指すべき産地の姿を明確化したうえで、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」（22年度目標）が89の産地で策定されており、目標達成に向けた取組が進められています。

この取組を支援するため、「果樹経営支援対策事業」を実施しており、23年度から新たに改植を実施した際の未収益期間に対する支援策も取り入れた新たな果樹対策を総合的に推進していくこととしています。

表 4－7 平成22年度果樹経営支援対策事業（事業計画）

事業内容	面積（ha）	全国シェア（％）
優良品目・品種への改植・高接による転換	277	41
園内道整備	116	67
用水・かん水施設整備	63	34

資料：（財）中央果実生産出荷安定基金協会



優良品目（不知火（だいまさき大将季））への転換
（鹿児島県いちき串木野市）



優良品種（北原早生）への改植
（福岡県みやま市）

一方、国内の果実消費をみると、半数近くが加工品で占めており、その原料の大半が輸入品に依存している状況となっています。

国産果実の自給率の向上を図るためには、近年需要が高まっている加工・業務用果実の安定的な供給を確保する必要があり、加工・業務用果実の生産拡大を推進しています。

このようななか、22年度は、筑前あさくら農業協同組合における柿を使ったドレッシングやアイスマルク等の新商品開発等への支援等を行いました。

オ さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきび・でん粉原料用かんしょは、台風、干ばつ等の自然災害やシラス土壌等の特殊な土壌条件から、鹿児島県南西諸島及び南九州地方における代替の難しい基幹作物であり、関連産業とともに地域農業及び地域経済上重要な役割を担っています。

一方、農家戸数の減少や高齢化が進行し、零細規模の農家が大部分を占めているなかで、安定的な生産体制の確立を図るためには、これら生産構造の転換が必要となっています。

（品目別経営安定対策について）

このようななか、19年度から従来の最低生産者価格制度が廃止され、市場の需給事情を反映した取引価格が反映される制度へ移行し、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するため品目別経営安定対策を実施しています。

この対策において、交付金の交付対象者要件（表4－8の①～⑤）を設定していた⑤の受託組織が存在しない地域における3年間の特例措置は、21年産で終了しました。

このため、22年産以降は、防除及び中耕・培土を基幹作業に追加するなど、要件の見直しが行われました。

22年1月以降要件見直しに関する説明会が宮崎県、鹿児島県の各地区で開催され、特例農家を対象に作業委託の推進や共同防除の普及を図ってきました。

このような取組の結果、一部高齢化による離農者を除き、③組織参加型等の交付対象者要件へ移行しています。

表4－8 さとうきび・でん粉原料用かんしょの要件区分別生産者数

		①認定農業者型		②規模拡大型		③組織参加型		④作業委託型		⑤特例型(参考)	
		認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織		収穫面積の合計が1.0ha（かんしょは0.5ha）以上である生産者（法人含む）、収穫面積の合計が4.5ha（かんしょは3.5ha）以上である協業組織		基幹（21年産までは収穫）作業面積の合計が4.5ha（かんしょは3.5ha）以上である共同利用組織の構成員		①又は②の生産者又は基幹（21年産までは収穫）作業面積の合計が4.5ha（かんしょは3.5ha）以上である受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者		地域の実情に配慮し、受託組織が存在しない地域について特例を設定（21年産まで）	
		生産者数	(シェア)	生産者数	(シェア)	生産者数	(シェア)	生産者数	(シェア)	生産者数	(シェア)
さとうきび	21年産	1,044	(12%)	500	(6%)	204	(2%)	5,958	(66%)	1,379	(15%)
	22年産	1,096	(12%)	438	(5%)	1,564	(17%)	5,968	(66%)		
でん粉原料用かんしょ	21年産	859	(10%)	4,922	(58%)	—	—	575	(7%)	2,187	(26%)
	22年産	1,017	(12%)	5,530	(67%)	305	(4%)	1,420	(17%)		

資料：（独）農畜産業振興機構集計値（さとうきび 22年12月6日現在、かんしょ 22年10月31日現在確定）

注：22年産以降の基幹作業とは以下のいずれか1作業①耕起・整地②株出管理③植付け④防除⑤中耕培土⑥収穫。

2 需要を起点とした米づくりの推進

農林水産省では、我が国の食料自給率の強化向上に向け、水田・畑の不作付地等を有効に活用し、自給率の低い麦・大豆や米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大を図るため、都道府県、市町村、農業団体等と連携して需給調整対策や関連施策等の推進に取り組んでいます。

22年産米における米穀の需給調整は、戸別所得補償モデル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図ってきました。

(1) 新規需要米の取組

22年産新規需要米の取組面積は、全国で3万7,072ha、九州で1万970haとなっています（表4－9）。

九州農政局管内においては、WCS用稲、青刈り稲及びわら専用稲の面積が8,549ha（対前年59%増）と最も多く、全体の78%を占めており、家畜等の飼料としての取組意欲が高い状況となっています。飼料用米についても面積が2,154ha（対前年187%増）となり、大幅に増加しています。

また、管内の米粉用米の面積は223ha（対前年42%増）となっており、米粉食品の普及推進や生産製造連携事業[※]の活用により、今後もさらに取組の増加が期待されるところです。

この結果、管内における22年産の新規需要米の取組面積は、21年産に比べ4,669ha（74%）増加しました。

表4－9 平成22年産新規需要米の取組面積

単位：ha

	全 国			九 州		
	22年産	21年産	対前年増減率（%）	22年産	21年産	対前年増減率（%）
飼料用米	14,883	4,123	261	2,154	750	187
米粉用米	4,957	2,401	106	223	157	42
WCS用稲等	16,307	10,947	49	8,549	5,362	59
その他	925	671	38	44	32	38
合計	37,072	18,142	104	10,970	6,301	74

資料：農林水産省及び九州農政局調べ

注1：WCS用稲等には、青刈稲、わら専用稲を含む。

注2：その他は、輸出入、バイオエタノール用、主食用以外の種子等。

※ 生産製造連携事業とは、新用途米穀（米粉用米、飼料用米等）の生産者、米粉等の製造事業者、及び米粉パン等の製造業者等が共同して計画を作成し、農林水産大臣の認定を受け米穀の新用途への利用促進を行う事業。

（２）需給調整の取組結果

22年産米については、全国の生産数量目標（需要量に関する情報）813万t（面積換算値153万ha）に対し、10.9万t（4.1万ha）の過剰生産となりましたが、九州農政局管内においては、全県が生産数量目標の範囲内の生産となっています（表4-10）。

表4-10 平成22年産米需給調整取組状況

	米の生産数量目標		主食用米		③－① (万t)	④－② (万ha)
	① (万t)	面積換算値 ② (万ha)	収穫量 ③ (万t)	作付面積 ④ (万ha)		
全国	813	153.9	823.9	158	10.9	4.1
九州	97.4	19.4	92.5	18.8	▲ 4.9	▲ 0.6

資料：農林水産省及び九州農政局調べ

注1：九州の米の生産数量目標と主食用米は、各県を積み上げた合計値。

注2：③及び④は、統計部公表「平成22年産水稻の作付面積及び予想収穫量（10月15日現在）」の数値。

《平成23年度からの備蓄米制度》

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、6月末時点での在庫量100万t程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとされています。

これまでの備蓄運営については、需給緩和時に販売抑制を求められるなど、必ずしも原則どおりの備蓄運営が行えず、結果として追加的に財政負担が生じる等の課題もあることを踏まえ、23年度以降は、棚上備蓄方式に移行することとしました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万t程度（6月末）
 - ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
 - ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう作付前の事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万t）
 - ④ 備蓄米は、放出を要する不足時以外は、備蓄後に、飼料用等の非主食用として販売（毎年20万t）
- としています。

なお、備蓄運営については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況等、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うこととされています。

3 農地資源の有効活用に向けて

(1) 耕地面積と耕地利用率

(九州の耕地面積は2,300ha減少)

22年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は55万8,900haで、耕作放棄や宅地等への転用等により、前年に比べて2,300ha(0.4%)減少しました。

田畑別にみると、田は32万4千haで前年に比べて1,200ha(0.4%)、畑は23万

4,800haで前年に比

べて1,200ha(0.5%)

それぞれ減少しまし

た(図4-3)。

耕地面積は、年々

減少を続け、平成22

年では昭和40年の3

分の2まで減少して

いますが、近年では

耕作放棄地対策の推

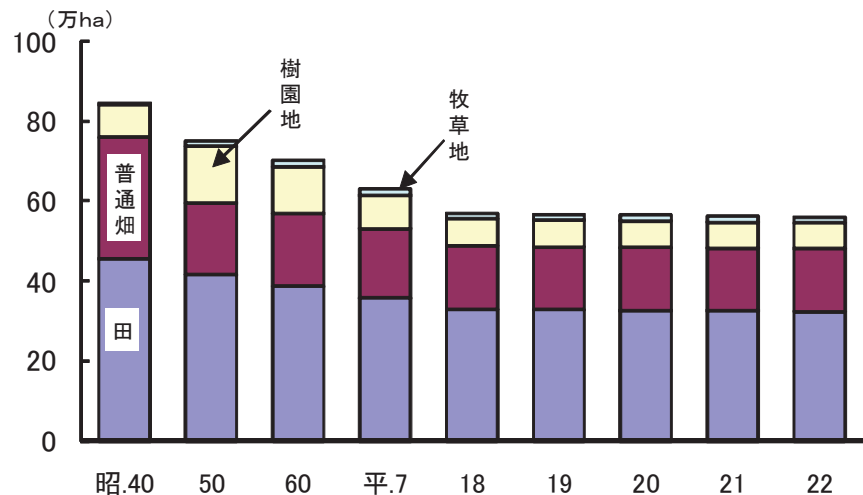
進等によって畑の開

墾が行われるなど、

減少幅が緩やかになっ

ています。

図4-3 耕地面積の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.3ポイント低下)

21年の耕地利用率(九州)は102.4%で、前年に比べて0.3ポイント低下しました。これは、稲、麦

類、果樹等の作付面

積が減少したためで

す。

耕地利用率の動向

をみると昭和40年

には149.1%でしたが

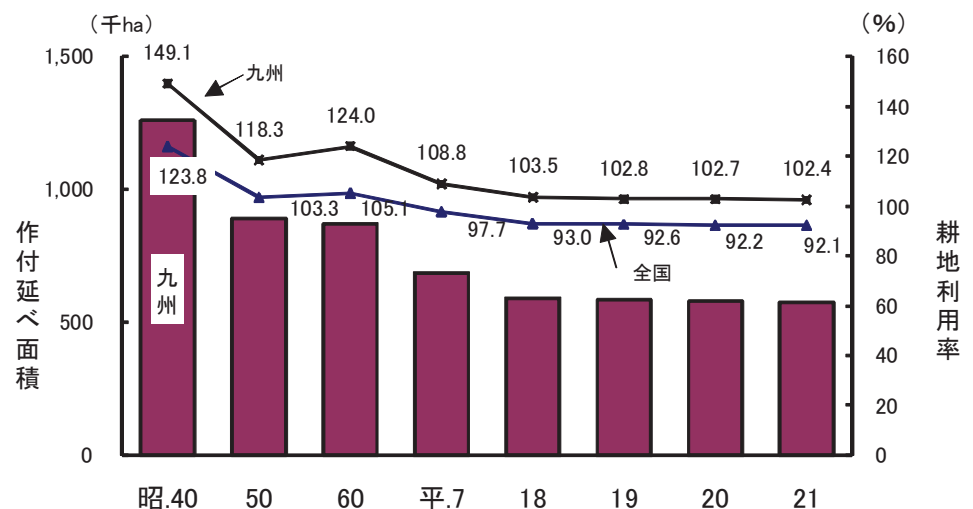
同50年には118.3%

と大幅に低下し、そ

れ以降は漸減傾向と

なっています。

図4-4 耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 耕作放棄地解消の取組

(耕作放棄地の実態及び解消面積)

農村では農業従事者の高齢化の進展及び鳥獣被害の拡大に伴う生産意欲の低下、農業所得の低迷等により農地の受け手が減少しており、耕作放棄地が発生しています。

2010年世界農林業センサスによる九州の耕作放棄地面積は、6万570haと5年前と比較し329ha減少しました。また、「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査」による調査結果では、1,321haの耕作放棄地を解消しているところであり、耕作放棄地の増加に一定の歯止めがかかっています。今後とも、耕作放棄地再生利用緊急対策等の推進を通じて、農地として利用すべき耕作放棄地のうち農用地域内にあるものを中心に再生を図ることとしています。

表4-11 耕作放棄地面積（各年とも2月1日現在）

単位：ha、%

区 分	2010年	2005年	対前回比
全 国	395,981	385,791	2.6
九 州	60,570	60,899	▲ 0.5
福 岡 県	7,189	7,030	2.3
佐 賀 県	4,777	4,458	7.2
長 崎 県	11,742	13,033	▲ 9.9
熊 本 県	12,032	11,675	3.1
大 分 県	8,373	8,013	4.5
宮 崎 県	4,678	4,685	▲ 0.1
鹿 児 島 県	11,778	12,004	▲ 1.9

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス、2005年農林業センサス」

表4-12 荒廃した耕作放棄地の状況調査

単位：ha

区 分	市町村数	農地として利用すべき耕作放棄地	農用地域	(参 考)				合 計	農用地域	解消面積	
				農地に復元して利用することが見込まれる	農用地域	農地としての利用が可能な土地	農用地域			営農基盤整備、管理	農用地域
全 国	1,772	135,787	81,763	75,040	31,568	44,085	17,163	254,911	130,494	6,111	4,687
九 州	247	28,935	16,957	25,584	9,464	7,875	1,537	62,394	27,958	1,321	980
福 岡 県	66	2,567	1,556	1,972	883	159	84	4,698	2,523	95	53
佐 賀 県	20	3,141	2,411	529	486	253	184	3,923	3,081	52	24
長 崎 県	23	5,637	3,454	4,565	2,282	2,047	253	12,249	5,989	268	203
熊 本 県	47	4,431	2,133	4,128	1,558	0	0	8,559	3,691	161	141
大 分 県	18	2,446	1,699	5,989	2,785	956	378	9,391	4,862	73	66
宮 崎 県	28	1,628	1,151	927	365	327	52	2,882	1,568	332	277
鹿 児 島 県	45	9,085	4,553	7,474	1,105	4,133	586	20,692	6,244	340	216

資料：農林水産省「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査」

注1：22年3月までに報告のあった九州管内247市町村（21年10月1日現在）の集計値です。

注2：「農地として利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地」と「基盤整備を実施して農業利用すべき土地」の合計から解消面積を控除した集計値です。

（耕作放棄地解消への取組）

九州農政局管内各県では、耕作放棄地解消計画及び県独自の計画に基づき、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」や県単独事業等を活用し、耕作放棄地の解消に向けた積極的な取組が進められています。

このようななか、中山間地域や離島を多く抱え耕作放棄地が多い長崎県、鹿児島県においては、それぞれ約300haの耕作放棄地が解消されています（表4-12）。そのなかで、長崎県においては、県の出先機関に關係課で構成するプロジェクトチームを設置し市町毎の担当者を決めることにより、市町との密接な連携を図るなど、耕作放棄地の解消に向けた独自の取組が行われています。

また、建設業や食品産業等農外からの参入、荒廃地への放牧、鳥獣被害防止に着目した作物の作付け等の取組により耕作放棄地の再生が図られているほか、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策等を活用した耕作放棄地の発生防止の取組が管内各地で実施されています。

九州農政局では、「耕作放棄地再生利用緊急対策」の活用主体となる地域耕作放棄地対策協議会の設立を推進しており、23年3月末時点において、170の地域耕作放棄地対策協議会が設置されています。さらに、本交付金の一層の浸透を図るため、農家や農業法人、企業、農協等關係機関との意見交換会等において利用可能な事業及び耕作放棄地解消事例の紹介等を行いました。

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の実施事例】

◆実施地域：大分県杵築市

◆対象面積：15ha（畑）

◆取組概要：平成18年に大分県と株式会社伊藤園が契約産地づくり協定を結び、茶園を100haに増やす目標を掲げ、県内の耕作放棄地を中心に茶園造成に取り組んでいます。

その一環として、元気な地域づくり交付金事業等を活用し、荒廃していた桑畑を農地利用出来るよう再生した後、苗木の定植等に本交付金を活用し、平成22年5月第1期植栽分2haの初出荷、今後も茶産地確保のため、第2団地13haの造成を行う予定としています。

◆作業内容：土壌改良（チップ敷き）、営農定着（苗木定植）



事業実施前



事業実施後

(3) 農地の流動化と面的集積の推進

ア 農地の権利移動面積の推移

平成21年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法の賃借権設定及び農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という）の利用権設定面積の合計）は19,930haで、前年に比べ892ha（4.3%）減少しました（表4-13）。

このうち、農地の権利移動面積の9割以上を占めている基盤強化法による利用権設定面積は、前年に比べ685ha減少しました。

表4-13 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：h a

	17年	18年	19年	20年	21年	前年からの増減 (21年－20年)
総 数	17,131	24,562	22,720	20,822	19,930	▲ 892
うち農地法	2,175	2,156	1,979	1,970	1,766	▲ 204
所有権移転 ①	1,850	1,757	1,626	1,631	1,417	▲ 214
賃借権設定 ②	325	399	353	340	350	10
うち基盤強化法	14,956	22,405	20,741	18,852	18,164	▲ 688
所有権移転 ③	916	959	900	883	880	▲ 3
利用権設定 ④	14,040	21,446	19,841	17,969	17,284	▲ 685
(利用権等設定総数) ②+④	14,365	21,845	20,194	18,309	17,634	▲ 675

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転です。

2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計です。

イ 農地利用集積円滑化団体の設置状況及び面的集積について

基盤強化法に基づく農地利用集積円滑化事業への取組については、市町村基本構想作成229市町村のうち、都市近郊等の農地の集積が少ない市町村を除いて216市町村で農地利用集積円滑化団体設立のための農地利用集積円滑化事業規程が承認され、その実施機関である農地利用集積円滑化団体は、九州農政局管内で235団体が設立されています。なお、佐賀、長崎、熊本及び宮崎県ではすべての市町村で事業規程の承認が終了しています。

農地利用集積円滑化団体の設立状況は、市町村50、公社29、JA117、担い手協議会37となっており、佐賀、熊本、宮崎県ではJAが、長崎県では担い手協議会が主として事業規程の承認を受けました。

農地利用集積円滑化事業により1,199haの利用権の設定が実施されたものの、所有権の移転は実施されませんでした。事業ごとの利用権の設定は農地所有者代理事業で130ha、農地売買等事業で1,069haが実施されました。

表 4-14 平成22年度農地利用集積円滑団体設置状況及び面的集積状況（平成23年3月末日現在）

県 名	基本構 想作成 市町村 数	円滑化 規程承 認市町 村数	農地利用 集積 円滑化 団体設 置数	内 訳					農地利用集積円滑化事業取組状況（単位：ha）					
				市町村	公社	JA	担い手 協議会	その他	農地所有者代理事業			農地売買等事業		
									円滑化団体が所有者に委任を受けた面積			円滑化団体が農地所有者から受けた利用権設定の面積		
									うち所有者を代理して行った利用権設定の面積	うち所有者を代理して行った所有権移転の面積		うち円滑化団体から受けて農業者に行った利用権設定の面積	うち円滑化団体から受けて農業者に行った所有権移転の面積	
福 岡	57	48	49	23	2	18	5	1	3	2	-	408	408	-
佐 賀	20	20	20	-	2	18	-	-	0	0	-	55	55	-
長 崎	21	21	22	1	5	-	16	-	10	10	-	-	-	-
熊 本	45	45	51	-	-	51	-	-	3	3	-	188	188	-
大 分	17	15	19	3	7	1	7	1	22	21	-	222	222	-
宮 崎	26	26	28	-	3	25	-	-	75	75	-	96	96	-
鹿児島	43	41	46	23	10	4	9	-	25	18	-	100	100	-
九州計	229	216	235	50	29	117	37	2	139	130	-	1,070	1,069	-

資料：九州農政局調べ

注1：農地利用集積円滑化事業とは、農業経営基盤強化促進法4条4項3号により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する円滑化団体（注4）が実施する、農用地の利用の集積の円滑化を図るための農地所有者代理事業（注2）、農地売買等事業（注3）、研修等事業をいいます。

注2：農地所有者代理事業とは農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け、又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任にかかる農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）をいいます。

注3：農地売買等事業とは、農用地等を円滑化団体が買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売渡、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。

注4：円滑化団体とは、注1の事業を実施する団体で市町村・JA等をいいます。

注5：円滑化事業の取組状況については小数点第1を四捨五入により表示。

ウ 農地保有合理化事業の実施状況

（売買等事業の実績が増加）

九州管内の農業公社が行った農地保有合理化事業の売買等事業における平成22年度の買入面積は265haで、前年に比べ9ha（対前年比104%）増加しました。一方、売渡面積は206haと買入面積に比べ59ha少なくなっています。これは、宮崎県の口蹄疫関連で埋却地を宮崎県公社が買い入れた農地が発生したものの、売り払いはあまり伸びなかったためです。

なお、売買等事業による22年度末現在の貸付面積の合計は、県公社で184haとなっています。

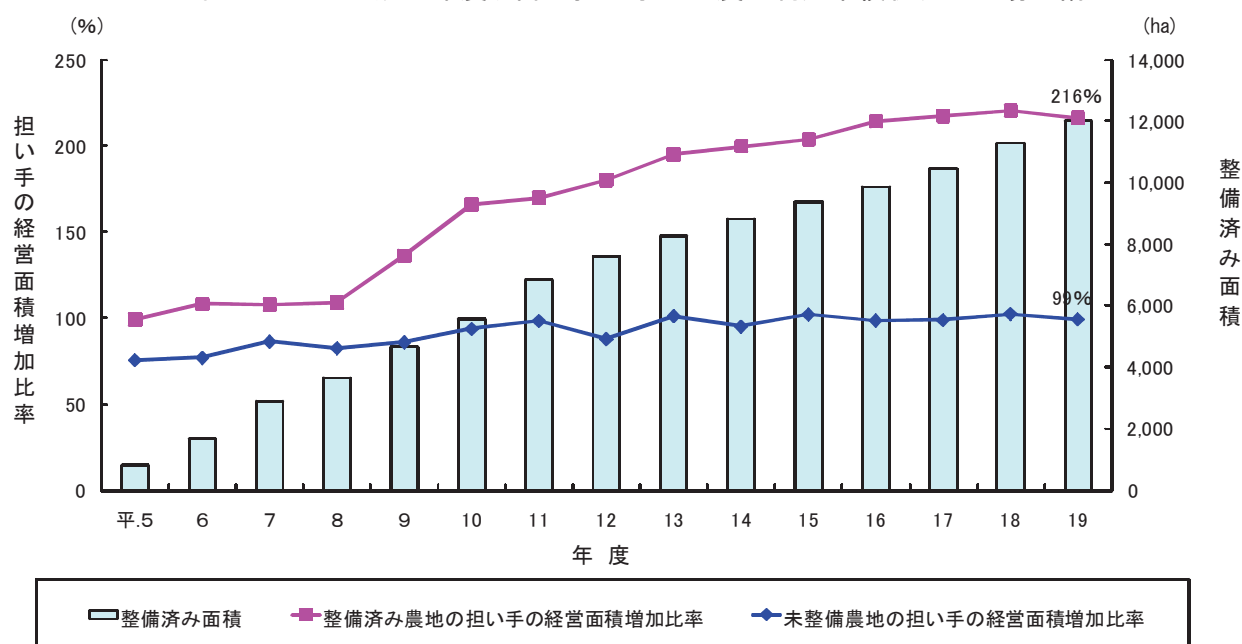
表 4-15 農地保有合理化事業（売買等事業）による売渡・貸付の実績

法人種別	年 度 別 売 渡 ・ 貸 付 の 実 績						22年度末 現在貸付 面積の合計
	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
県 公 社	買入面積	358	283	227	256	265	
	売渡面積	340	256	206	231	206	
	借入面積	116	156	99	70	90	
	貸付面積	116	160	105	70	90	184

資料：九州農政局調べ（22年度は暫定値）

(4) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

図4-5 平成5年度以降の担い手への農地利用集積状況とほ場整備



資料：九州農政局調べ

注1：担い手の経営面積増加比率＝当該年度における担い手の経営面積の総和÷事業実施前の担い手の経営面積の総和。

2：整備済み農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区内で経営する面積により算出します。

3：未整備農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区外で経営する面積により算出します。

4：整備済み農地には、平成5年度以前に着工し、平成5年度以降も継続している地区を含みます。

ほ場整備事業（平成15年度から経営体育成基盤整備事業）は、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的に進めています。

効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として、農用地利用増進法が農業経営基盤強化促進法に改正された平成5年度から19年度までに実施されたほ場整備事業は、約1万2,020ha（235地区）となっています。

ほ場整備にあわせ、担い手への土地利用調整や農地利用集積のための支援等を行っており、ほ場整備事業実施地区における担い手への経営面積増加比率（事業実施前の担い手の経営面積の総和に対する当該年度における担い手の経営面積の総和）は216%（19年度時点）に拡大しています。これに対し、同じ担い手の経営農地において、ほ場整備が行われなかった農地の担い手への経営面積増加比率は99%（19年度時点）にとどまっています（図4-5）。

このことは、ほ場整備により、ほ場の大区画化や連担化、水田の汎用化が進み、労働時間の節減といった担い手が規模拡大をするための条件が整ったことが、農地の利用集積に貢献したものと考えられます。

4 農業農村整備の展開

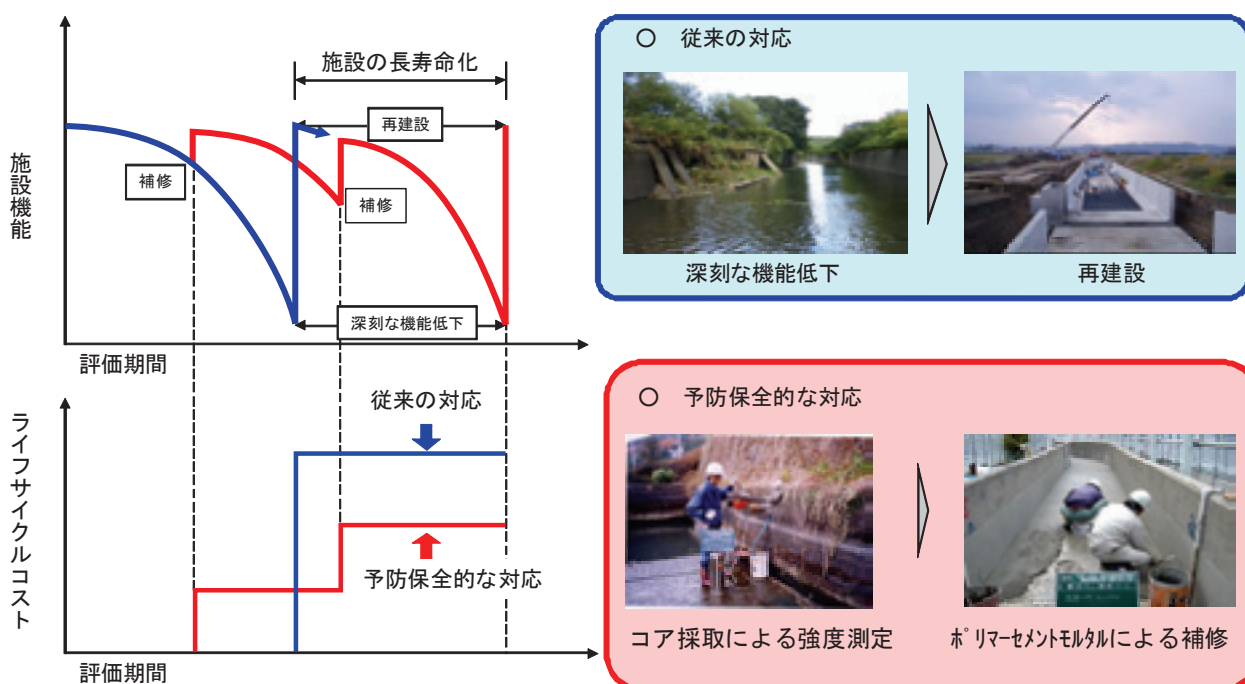
農業農村整備事業は、国内の食料供給力の強化を図り戸別所得補償制度を下から支える重要なものです。戸別所得補償制度の本格実施に当たり、麦・大豆等の生産拡大や安定的な生産の確保のためには、農業水利施設の老朽化対策による農業用水の安定供給、ほ場レベルや地域レベルの排水改良が不可欠です。このため、今後は老朽化の進行した農業水利施設の保全管理や、麦・大豆の生産振興に不可欠な水田の排水対策等に重点化を図り、畑作地域では引き続き畑地かんがいの推進を行い、効率的で地域の実情にあった整備を行うこととしています。

（ストックマネジメントの推進）

これまでに造成された農業水利施設は食料の安定的な確保に不可欠なばかりでなく、洪水防止や地下水かん養といった多面的機能の発揮においても重要な地域資源です。これら多くの農業水利ストックは、高度経済成長期に急速に整備されているため、今後更新時期を迎える施設が急増することが予測され、保全技術の確立が急務になっています。

ストックマネジメントへの取組

- 施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下が発生する前に、機能診断に基づく適切な対策を施す予防保全対策を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図ります。



これまでの農業水利施設の機能を維持するための手法は、劣化の進行に伴う施設の著しい機能低下や営農形態の変化等に伴う施設改良の必要が生じた場合にのみ改修を行うという、いわば対処療法的な手法がとられてきました。

このようななか、既存の農業水利施設を出来るだけ長期間にわたって使い続けるために、施設の劣化状況を把握し、その劣化の進行が致命的になる前に予防的な工事を行うなど、適切な時期に対策を施すことによって施設の寿命を延ばしライフサイクルコストを低減するための管理手法である「ストックマネジメント」の考え方を導入し、一般化していくこととしています。九州農政局管内では、平成19年度から5年間ですべての基幹的な国営造成施設の機能診断を行い、実施状況は表4-16のとおりです。

表4-16 国営造成施設 機能診断スケジュール

	ダム	頭首工	用排水路	機場	水門
全体19年度～23年度	39 カ所	33 カ所	1,968 km	81 カ所	19 カ所
21年度まで実施済	12 カ所	22 カ所	598 km	36 カ所	10 カ所
22年度実施	6 カ所	1 カ所	171 km	16 カ所	0 カ所

資料：九州農政局調べ

【基盤整備を転機に経営の合理化。錦江町大根占茶業振興会の取組】

(鹿児島県肝属郡錦江町)

大根占地区では、平成8年度から国営総合農地開発事業（肝属南部地区）で農地造成及び区画整理を行い、茶園の大区画化、団地化によって、農地の集積と乗用型機械の導入を進め、大幅な作業の省力化と経営規模の拡大が図られました。また、平成15年には畑地かんがい施設も整備され、適期のかん水、病害防除・降灰除去・防霜など多用途に活用されています。こうした生産の合理化に加え、振興会では、茶園仕立てや土づくり、生産履歴記帳の徹底、販売交流イベントへの積極的な参加など地道な活動を続け、鹿児島県を代表する良質な茶産地に発展しています。このように、振興会は、昭和46年の組織発足以来、長年にわたる良質な茶の生産により、鹿児島県産茶の評価を引き上げてきた功績が認められ、「平成22年度土地改良事業地区営農推進優良事例表彰」の最高賞である農林水産大臣賞を受賞しました。



大根占茶業振興会の現地研修会の様子

5 環境保全型農業への取組

(1) 環境保全型農業推進コンクールの実施

(環境保全型農業と有機農業の分野で農林水産大臣賞を受賞)

環境保全型農業を推進し、その技術の普及・定着を図るため、「九州・沖縄ブロック環境保全型農業推進協議会」を設置し、有機農業をはじめとする環境保全型農業に取り組んでいる個人または団体の事例を募集し、毎年、全国環境保全型農業推進会議（事務局：全国農業協同組合中央会）に推薦しています。22年度は、有機農業分野で佐賀県^{かしまし}鹿島市「佐藤柑橘園」が大賞（農林水産大臣賞）を受賞しました。23年3月に佐賀市で開催した表彰式において、受賞者への農林水産大臣賞等の賞状の伝達を行うとともに、その事例について発表を行いました。

【「佐藤柑橘園」の取組（佐賀県鹿島市）】

佐藤柑橘園では、昭和62年より無化学肥料、無化学農薬栽培に取り組み始め、平成13年に有機JASの認定（7.6ha）を受け、その後、取組を拡大し現在13haで有機栽培に取り組んでいます。「まず、生産者が健康であり、消費者へ安心安全な農産物を提供する。」ことを理念に掲げて有機栽培に取り組み、フルーツグラスによる草生栽培、発酵鶏ふんたい肥の活用、徹底した罹^り病^{びょう}葉枝の除去、害虫の捕殺など総合的に無農薬、無化学肥料の技術を活用し有機栽培を実施しています。また、果樹経営が厳しく荒廃園が増加するなか、有機JAS認証の活用やネット販売による顧客の確保を実施、安定した経営を確立しています。さらに地域の荒廃園を再生するとともに、農業内外から若者を迎え入れ共同経営者として育成し地域の果樹農業の後継者を育成しており、地域の有機農業への期待が高まっています。



(2) エコファーマー認定取得の状況

農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っています。

九州管内のエコファーマー認定件数は、22年3月末には21年3月末に比べ3件（対前期比100%）増加にとどまり、3万4,190件となっています。

九州の認定件数は、全国の認定件数19万6,692件の約17%を占め、東北、関東に次ぐ認定件数となっています（図4-6）。

県別の認定件数をみると、熊本県が9,939件（九州1位、全国4位）、長崎県が7,229件（九州2位、全国12位）、佐賀県が5,760件（九州3位、全国15位）となっています（表4-17）。

図 4-6 ブロック別エコファーマー
の認定件数割合

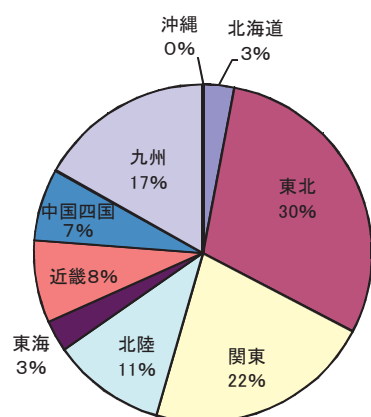


表 4-17 エコファーマーの認定件数

単位：件、%

	平成22年 3月末	平成21年 3月末	対前期 比
全 国	196,692	185,975	105.8
九 州	34,190	34,187	100.0
福岡県	3,216	3,448	93.3
佐賀県	5,760	5,754	100.1
長崎県	7,229	6,412	112.7
熊本県	9,939	9,921	100.1
大分県	971	1,338	72.6
宮崎県	2,759	2,960	93.2
鹿児島県	4,316	4,354	99.1

資料：農林水産省調べ。

注：本データは、22年3月31日現在と21年3月31日現在で、管内各県がエコファーマーとして認定したものを取りまとめたものです。

(3) 有機農業の推進

「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（以下「有機農業推進法」という。）及び「有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）」に基づき、管内各県において有機農業を推進しています。

ア 管内における県有機農業推進計画の策定状況

有機農業推進法に基づき平成23年度までに県が定める有機農業推進計画については、22年度末で7県中6県が策定しており、1県が23年度中に策定することとなっています。

イ 管内における地域有機農業推進事業の実施状況

地域における有機農業推進の核となる有機農業モデルタウンを整備するために、20年度から農林水産省の直接採択事業として、管内7地区において有機農業モデルタウンの整備を実施しています。

表 4-18 管内における地域有機農業推進事業の実施状況

県名	事業実施主体名	関係市町村	対象作物	主な取組の概要
福岡県	赤村有機農業推進協議会	赤村	水稻、野菜	1 参入希望者への指導・助言 2 技術の実証 3 流通・販売の促進 4 消費者への普及啓発、交流
長崎県	南島原市有機農業推進協議会	南島原市	水稻、野菜、果樹、黒ゴマ	
熊本県	宇城市有機農業推進協議会	宇城市	水稻、野菜	
熊本県	人吉市有機農業推進協議会	人吉市	水稻、野菜	
大分県	「給食畑の野菜」有機農業推進協議会	臼杵市	野菜	
宮崎県	綾町有機農業推進会議	綾町	水稻、野菜	
鹿児島県	かごしま有機農業推進協議会	鹿児島市 南さつま市 姶良市	水稻、野菜、果樹	

6 農林水産物・食品の輸出拡大の取組

九州農政局管内における農林水産物等の輸出促進の取組は、いちごやなし、牛肉、農産加工品、水産物等の様々な品目において、アジアを中心とする新興市場への販路開拓等を目的に取り組まれています。

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワーク※を設置し、管内関係者間の情報交換の場を提供するとともに、輸出オリエンテーションの会の開催等、輸出促進に向けた取組を実施しています。

(1) 九州管内の関係機関等が連携した取組

ア 九州農林水産物等輸出促進ネットワークの取組

22年11月に管内の農産物、水産物及び食品等の輸出を希望する事業者を一堂に集めた「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を、大分市において開催しました。



展示PRされた産品

このイベントでは、農林水産物・食品の輸出に関する知識や対象国の市場情報の提供を行い、輸出への意欲喚起を促すとともに、農水産物等の輸出を行う国内外のバイヤーを招へいし、輸出意欲のある生産者や事業者等に対して輸出産品の試食紹介や個別商談会を行う機会を提供し、具体的な輸出に向けた取組を支援しました。

今回の開催では、輸出先国として、香港、台湾、シンガポール、タイをターゲットとして、海外からのバイヤーを6社、また、国内バイヤーを8社を招へいし、事業者との商談をセッティングしました。

なお、今回の商談会への出展者としては、管内から21事業者の参加がありました。商談会では招へいしたバイヤーへの積極的な商品アピールが行われ、当日に商談が成立した出展者もありました。



商談会の様子

※ 九州農林水産物等輸出促進ネットワークとは、九州管内の農林水産物の輸出業務に携わっている関係機関（国の地方機関、県、農業協同組合等、漁連、森連等）の相互連携を図るための組織。

イ ネットワークメンバーとの連携した取組

九州地域では、農業生産者や食品事業者等幅広い業種において、多数の事業者がアジアへの販路開拓の検討を行っています。これらの輸出の取組を検討している事業者等を対象に、海外に向けて販路を拡大する際の共通な課題についての情報提供を行うことを目的として、九州経済産業局と連携したセミナー「アジア販路開拓セミナー」を22年9月に熊本市において開催しました。

このセミナーのなかでは、需要が高まるアジア市場の概況や輸出する際の留意事項、九州の食品事業者が海外展開において海外でプロデュースされた事例の紹介、貿易決済の基礎知識等について情報提供を行いました。



セミナー開催の様子

（２）九州管内における農林水産物等輸出の取組

（鹿児島県における海外商標登録の取組）

鹿児島県は、中国で日本の地名や焼酎銘柄等が無断で商標登録申請された事態を受け、ブランド構築と保護のため、県産品と関連がある県保有の商標等9件を、22年2～3月に中国に登録申請する取組を行っています。

また、県産ブランドの黒豚の商標「かごしま黒豚証明書」※については、海外での有望な販路先となる香港、マカオ、台湾、シンガポールでも出願を行い、そのうち、香港、マカオ、シンガポールにおいては、既に登録がされています。

県が保有する商標の国外登録は今回が初めてであり、これにより、第三者による不適切な登録を防ぎ、県内の畜産関係者が安心して輸出に取り組めると期待されています。



名称「かごしま黒豚証明書」

香港：平成22年2月登録 マカオ：平成22年7月登録
（※シンガポールは商標が異なります）

※ 「かごしま黒豚証明書」とは、かごしま黒豚には、出荷の際に生産者名・出荷年月日・証明書番号を記入した「かごしま黒豚証明書」を添付し、販売店等まで流通。この証明書は、かごしま黒豚ブランド産地指定基準をクリアし、「かごしまブランド産地」に指定された生産者グループのみが使用できます。国内では、11年4月に商標登録されています。

7 霧島連山新燃岳の噴火災害への対応

宮崎県と鹿児島県境に位置する霧島連山^{しんもえだけ}新燃岳は、23年1月19日から噴火がはじまり、1月27日からの噴火は享保の噴火（1716～17年）以来約300年ぶりの本格的なマグマ噴火となりました。また、音響とともに水蒸気、岩石等を放出し空振を伴う爆発的噴火は、現時点で13回発生（平成23年4月22日現在）しており、風下となる宮崎県、鹿児島県に降灰がありました。

噴火に伴う農作物等被害については、宮崎県では、新燃岳に隣接する北諸県^{きたもろかた}地区（都^{みやこのじょうし}城市ほか）等の県南部地域を中心に、農地の埋没及び露地野菜や飼料作物、ビニールハウス等1万2,554haに降灰被害（被害額12億407万6千円）が、鹿児島県では、曾於市^{そおし}及び志布志市で露地野菜、飼料作物、ビニールハウス等に147haの降灰被害（被害額2,113万7千円）が発生しました。

九州農政局では、23年1月27日に「九州農政局情報連絡会議」を設置し、被害情報の収集にあたりとともに、現地調査を実施しました。また、新燃岳噴火に関する政府支援チームが2月7日現地に設置され、農林水産本省担当官が派遣されるとともに、九州農政局からも住民の避難計画や降灰対策等の計画策定を早急に実施するための霧島火山防災連絡会「コアメンバー会議」に参加しました。

さらに、本省と連携して独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場に「新燃岳チーム」を設置し、23年1月31日から3月4日まで延べ58名を派遣して、家畜の避難や畜舎・飼料畑等の被災状況確認、支援対策の周知等を実施しました。



積もった火山灰でハウス内は暗い



ほうれんそうへの降灰状況

なお、降灰の影響を受けている地域において、営農の維持を目的に農作物等への降灰除去に有効な資機材及び家畜の緊急避難に必要な資機材等を緊急的に支援する「新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業」を実施し、宮崎県及び鹿児島県の131地区、約4,200戸の農家にブローア一等の導入支援を行いました。